

平成 25 年 10 月 30 日
原子力規制庁

平成 25 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況について

平成 25 年度第 2 四半期（7 月～9 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成 25 年度第 2 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定※¹の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※ 1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

④検査結果

検査の結果、高速増殖原型炉もんじゅにおいて保安規定違反に該当する事象を確認した。

昨年 11 月に発生した点検時期の超過事案に関し、平成 25 年 5 月 29 日、原子力規制委員会は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、保守管理体制の再構築等の命令を決定した。今回の保安検査において、機構から、クラス 1 機器を含む 15 機器（補助冷却設備（ACS））について、保全計画に定められた点検頻度、点検時期を遵守した点検が

行われていない事案を確認し、速やかに点検したとの報告を受けた。

原因は、担当者による点検計画表への点検時期の誤入力であり、当委員会の命令に対応するため機構は「未点検機器個数確定のための再確認作業要領書」等を定め、所内の体制を整え作業を行った結果、発電用原子炉主任技術者等による抜取調査により本年7月に本件を認識したもの。

本事案は、原子炉等規制法第43条の3の2第1項（原子炉施設の保全）及び第43条の3の2第4項（保安規定の遵守）違反に該当するものであり、過去2回の保安検査で同様の事案を確認し、既に措置命令等により対応を求めており、今後の保安検査において、機構による対応状況を確認していく。

また、その他の発電所における保安検査結果は別表1に示すとおりである。このうち「監視」※²に該当する事象が、東北電力株式会社東通原子力発電所において1件（「女川原子力発電所の不適合に対する東通原子力発電所における予防処置の一部未検討」）及び四国電力株式会社伊方発電所において1件（「伊方発電所における品質記録に係る保存期間の不適切な取り扱い」）、合計2件確認された。詳細な内容は、別表2のとおり。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査内容

今回の検査においては、別表3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

②検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、関西電力株式会社大飯発電所第3号機に対する安全確保上重要な行為の保安検査実施中の9月5日、同号機において、主タービングランド部からの蒸気漏れが発生した。本事象は、主タービングランド蒸気系統の隔離作業を実施した際に、中央制御室運転員がバウンダリ弁であったグランド蒸気止め弁を手順書の操作順序に従わず開放したため、主タービンの低圧タービングランド部から補助蒸気が漏えいし、「3号低圧タービン部」火災警報が発信したものである。当該運転員が手順書を遵守せずに操作したことが直接の原因であるが、その背景には、当該グランド蒸気止め弁がバウンダリ弁であることを当該運転員が認識していなかったことを確認した。事業者は、本操作においてダブルチェック等の抑止力がなかったことも踏まえ、短期的な再発防止策を策定し、9月6日から運用を開始するとともに、他号機にも同様の再発防止策を講じた。さらに、事業者は本年11月末までに根本原因分析を行い、再発防止に努めるとしており、今後の保安検査において、不適合管理の実施状況について確認していくこととする。

（3）保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（1）平成25年度第1回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※3}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表4に示すとおりである。このうち「監視」^{※4}に該当する事象が1件（「H4タンクエリアで掘削回収した汚染土壌の不適切な仮保管」）確認された。詳細な内容は、別表5のとおり。

※4 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における汚染水問題に対しては、原子力規制委員会に設置している特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策ワーキンググループにおける議論を踏まえ、事業者が適切に原因究明、再発防止策等を検討し実施しているかについて、今後の保安検査及び保安調査において引き続き確認していくこととする。

特に、大量の汚染水を漏えいさせるなど事業者による漏えい検知方法、体制等に問題があった点については、保守管理上の問題として次回以降の保安検査において厳格に確認していく。

（2）保安検査期間外の実施計画違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、実施計画違反に該当する事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

（1）中部電力株式会社浜岡原子力発電所

①検査内容

中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機において、平成25年7月24日17時17分頃、非常用ディーゼル発電機（C）の定例試験終了後、運転員が燃料油の漏えいを確認したため、漏えい原因を調査するため燃料油供給元弁を閉止した。この措置により、当該非常用ディーゼル発電機が使用できない状態となったことから、保安規定で要求される非常用ディーゼル発電機の待機台数

を満足せず、運転上の制限を逸脱（事業者は１７時２２分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、立入検査を実施した。

②検査結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置（動作可能な状態への速やかな復旧）に関する作業（燃料油の漏えい原因となった、圧力調整弁の復旧作業及びディーゼル発電機が正常に作動することの確認）を手順書どおり実施したことを確認した。また、事業者が復旧作業を完了し、平成２５年７月２６日３時２７分に当該非常用ディーゼル発電機が待機状態となったことから、同号機が運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

（２）関西電力株式会社大飯発電所

①検査内容

定期検査のために出力降下中の関西電力株式会社大飯発電所３号機において、平成２５年９月２日１８時１９分頃、原子炉内の出力が不均一になったことを示す警報（１／４中性子束偏差大※）が発信し、保安規定で要求される炉心出力の偏りに係る制限値を満足しない状態となったことから、運転上の制限を逸脱（事業者は１８時３５分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、同号機に対して実施中だった安全確保上重要な行為の保安検査の中で、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

※１／４中性子束偏差：原子炉内で燃料が均一に燃焼していることを確認する指標。

②検査結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置（原子炉の状態を確認し、状態に応じて出力を降下させる等）を手順書どおり実施したことを確認した。また、事業者が安全側の措置として原子炉の停止操作を継続し、平成２５年９月２日１９時３５分に原子炉出力が５０％以下となったことから、同号機が運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

（３）高速増殖原型炉もんじゅ

①検査内容

高速増殖原型炉もんじゅ（原子炉低温停止中）において、平成２５年９月１８日１１時１０分頃、炉外燃料貯蔵設備（以下「ＥＶＳＴ」という。）の差圧式ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器の入口手動弁が閉となり、当該検出器の指示値が０ｋＰａとなったため、保安規定に定めるナトリウム漏えい監視装置が動作可能であることを満足せず、運転上の制限を逸脱（事業者は１１時３５分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、同機に対して実施中だった平成２５年度第２回保安検査の中で、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

②検査結果

原子力規制庁は、運転上の制限の逸脱が発生している間、事業者が異常時運転手順書に基づき、当該漏えい検出器の代わりにＥＶＳＴ液面計で漏えいを監視していること等、保安規定で要求される措置を適切に行っていることを確認した。また、当該弁を開とし系統確認を実施し、同日１２時３２分に運転上の制限

の逸脱状態から復帰との連絡を受け、当該検出器の指示値が正常値を示していること、ナトリウム漏えいが発生していないことを確認した。原因及び再発防止対策等については、今後確認する。

Ⅱ. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添２参照）

１. 平成２５年度第２回保安検査の結果

（１）検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第２２条第５項、第３７条第５項、第４３条の３の２４第５項、第５０条第５項、第５１条の１８第５項又は第５６条の３第５項の規定に基づき、確認を行うものである。

（２）検査実施期間及び検査実施者

別添２に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

（３）検査内容

今回の検査においては、別添２に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（４）検査結果

検査結果は、別添２に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

２. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成２５年度第２四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反の「違反」に該当する事象は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告
別表 1：平成 25 年度第 2 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 17)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	9 月 2 日（月） ～ 9 月 13 日（金）
検査項目	1) 基本検査項目（下線は、保安検査 基本方針^{*1)} に基づく検査項目。） ①不適合管理の実施状況 ②東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況 ③長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況 ④品質目標及びプロセスの監視・測定項目の設定状況（本店検査） ⑤マネジメントレビュー及び安全文化醸成活動の実施状況（本店検査を含む） ⑥内部監査の実施状況（本店検査） ⑦教育・訓練の実施状況 ⑧原子炉主任技術者の保安活動の実施状況（抜き打ち検査） ⑨定例試験の実施状況（抜き打ち検査） 2) 追加検査項目^{*2)} なし
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」等を基本検査項目として、検査を実施した。 基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程等に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置が適切に実施され、当該処理を促進する活動が行われていることを確認した。 また、具体的な不適合の是正処置状況については、「3号機低温再熱蒸気管スプリングハンガーの損傷事象」において、破断面観察による技術的な評価を行った上で、発生原因をスプリングハンガー内連結ボルトの高サイクル疲労と断定し、高サイクル疲労に対する強度評価に基づき、連結ボルトの径変更を是正処置として実施しており、再発防止の観点から技術的な原因の分析及び処置が行われていることを確認した。 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」については、敷地海岸部への防潮堤の設置工事及び原子炉格納容器内水素再結合装置の設置工事が計画どおり進捗しており、配備された資機材については、要領に基づく維持・管理が計画どおり適切に実施されていることを確認した。 「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保全活動の実施状況」については、泊3号機の各機器に対して、長期的な劣化抑制、健全性確認及び機能維持等の観点で、本年7月に新たな追加保全計画を策定し、本年8月より実施していることを確認した。 また、本年3月に改訂された「泊1号機第17保全サイクル保全計画書」、本年4月に改訂された「泊2号機第16保全サイクル保全計画書」に基づき、保管対策および追加保全が実施され、1号機追加保全は本年5月末に、2号機追加保全は本年7月末に完了したことを確認した。 その他の検査項目については、保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会を行った結果、問題となる事項は認められなかった。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

*1) 各規制事務所における前年度の評価結果及び当該年度の各規制事務所共通の留意事項を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 保安規定違反の取扱に定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等に実施する検査。

(2/17)

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	9月2日(月) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①新規制基準への適合性確認等の実施状況(安全対策等の実施状況) ②不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③内部監査の実施状況 ④安全文化醸成活動の実施状況 ⑤放射性液体廃棄物の放出管理の実施状況(抜き打ち検査) ⑥日常保全の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「新規制基準への適合性確認等の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「内部監査の実施状況」及び「安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「新規制基準への適合性確認等の実施状況(安全対策等の実施状況)」については、平成25年7月8日に同基準が施行されたことから、事業者の同基準への適合性確認の準備状況を確認した結果、体制、仕組み等について計画書を作成するとともに東北電力本店と発電所間で情報を共有し進められており、特に問題はなかった。 「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、発生した不適合事象に対する原因分析、是正処置及び予防処置が適切に実施されているかを確認した結果、女川原子力発電所で発生した不適合事象に対する東通原子力発電所における予防処置の必要性について一部未検討であることを確認した。このことから、保安規定に定められた品質保証活動としての予防処置の検討が一部不十分であったため、本件は保安規定違反(監視)と判定した。 「内部監査の実施状況」については、平成24年度の内部監査の実実施計画及び実施結果の状況を確認するとともに、同結果の品質マネジメントシステムへの反映状況及び新規制基準への対応に係る平成25年度計画の策定状況について確認した結果、手順に基づき平成24年度の実実施計画を作成し適切に実施等されており、特に問題はなかった。 「安全文化醸成活動の実施状況」については、安全文化醸成活動が形骸化していないかの観点から確認した結果、平成24年度の活動実績及び評価結果を踏まえた改善が平成25年度活動計画へ適切に反映されていることから、特に問題はなかった。 また、その他の検査項目については、保安規定に基づき実施されており、特に問題はなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。 以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好に実施されていたと判断する。 また、本検査においては、技術的深みのある検査の観点から不適合事象に関する検査において、事前に不適合管理・是正処置及び予防処置要領並びに他発電所等で発生した不適合事象の情報および指示の取扱いに関わる各種の手順書を精査し、不適合事象の処置に係る細部を把握した上で検査を実施した。また、過去に女川原子力発電所において確認された保安検査指摘事項(監視)の水平展開の状況について、手順書と実際の運用に齟齬がないか細かに確認するとともに、女川原子力発電所で発生した他の不適合事象について、東通原子力発電所で検討した予防処置に不足がないかといった観点から確認を行った。 さらに、放射性液体廃棄物の放出管理においては、手順書に記載された数値についても技術的な根拠を把握した上で管理されているかの観点を踏まえて確認した。

(3/17)

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	9月2日(月) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①緊急安全対策等の実施確認 ②不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況 ③保守管理の実施状況 ④安全文化の醸成活動の実施状況 ⑤保安規定条項に対する遵守状況の確認(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施確認」、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」および「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施確認」については、既に設置・配備されている資機材について「計画必修作業要領書」、「安全維持点検予実績表」等に反映され、点検計画が策定され、維持管理がなされていることを確認した。 また、新規規制基準への適合対策工事として、格納容器フィルタベントシステム設置工事、火災損傷防止対策工事および溢水損傷防止対策(貫通部シール改良工事)および注水・除熱機能強化対策改良工事等が、計画通り平成25年6月に着工したことを確認した。 さらに、事業者が、独自に取り組んでいる「平成24年度電源機能等喪失時における原子炉施設の保安活動の定期的な評価から得られた有効な追加措置に対するアクションプラン」について、計画に基づき実施していることを確認した。 「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、不適合事象が発生した場合、「不適合管理運用要領書」等に基づき、「不適合事象検討会」の検討結果も踏まえ、確実に不適合管理が実施されていることを確認した。また、是正処置および予防処置についても、「不適合事象検討会」に報告され、不適合の再発防止、未然防止に努めていることを確認した。 また、「2号機圧力抑制プール内点検工事において発見された異物」の検討状況について確認したところ、発見された異物のECCSストレーナへの影響評価について、プラントメーカーからの技術資料を踏まえ、担当グループにおいて設計上考慮している異物に今回発見された異物を加えても非常用炉心冷却系統ポンプの必要有効吸込水頭を満足するためのストレーナの必要面積が十分に余裕を持って確保されていることを技術的に評価しており、炉心冷却系統ポンプの機能に影響しないことを確認した。再発防止対策として、圧力抑制プール内での作業については、「必修業務実施要領書」に基づき、異物混入管理を行っているが、今回新たに異物が発見されたことから、異物混入対策の改善を図るため、圧力抑制室出入口に監視員を配置する等の対策を明文化する方向で検討していることを確認した。 「保守管理の実施状況」については、特別な保全計画に基づく1号機の安全維持点検について、「東北地方太平洋沖地震に伴う設備健全性確認実施計画書」に基づき系統および対象機器を選定し、「点検計画表」等に反映していること、点検は「工事要領書」に基づき実施され、点検終了後は、「工事報告書」により対象機器点検が実施されていることを確認し、「点検計画表」に実績を反映していることを確認した。 また、1号機の第一回安全維持点検は完了したが、東北地方太平洋沖地震による原子炉建屋天井クレーンの損傷に伴い、原子炉に燃料が装荷されている状態であることから、通常の定期点検とは系統に要求される機能が異なり、長期間の系統停止を必要とする、炉心および使用済燃料プールの冷却に必要な残留

	熱除去系、原子炉冷却材浄化系等の一部の弁等について、予定していた点検ができない事象が発生したが、点検時期の変更や点検計画が変更された場合の妥当性を評価するための仕組みである、「保守業務実施要領書」、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」に基づき不適合管理を実施していることや炉心および使用済燃料プールの冷却機能維持の観点から健全性確認の実施方針を策定し、適切に処置されていることを確認した。 さらに、「もんじゅにおける点検時期超過事象」についても、それらの直接原因分析から発電所の状況や課題を抽出し整理していることを確認したが、既に完了している１号機安全維持点検に関わる保全の有効性評価について所内報告が未だ実施されていない状況にあることを確認した。このため、もんじゅ事象を踏まえ保守点検の重要性について理解を深めるよう改善すること、および２，３号機安全維持点検が未だ実施中であることを踏まえ早期に１号機の安全維持点検から得られた有効性評価結果を反映することを求めた。 上記以外の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験（２号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機手動起動試験）等への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好なものであったと判断するが、引き続き保安検査等において、進捗状況を確認していくこととする。
--	--

(4/17)

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	9月9日(月) ～ 9月20日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①<u>緊急安全対策等の実施状況</u> ②<u>保守管理の実施状況</u> ③燃料管理の実施状況 ④保安管理体制の実施状況 ⑤放射線管理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「燃料管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施状況」については、緊急時の電源確保のための高圧発電車やガスタービン発電機等及び緊急時における構内作業の迅速化を図るための重機等の点検や保管が適切に実施され、使用可能な状態で維持されていること、「保守管理の実施状況」については、プラントの長期停止に伴い策定された「特別な保全計画」に従い、冷温停止維持に必要な設備等の保守管理を適切に実施していること、「燃料管理の実施状況」については、保安規定の運転上の制限事項を遵守するとともに、マニュアル等に定められた作業手順に従い2号機の原子炉内に装荷されている燃料を使用済み燃料プールへ移動していること及び抜き打ち検査として実施した「放射線管理の実施状況」については、放射線管理区域への一時立入者に対するAPD着用管理を適切に実施していることを確認した。 なお、その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 また、今回の保安検査では冷温停止維持に必要な機器類を確認対象としたほか、保安活動の計画及び実績の確認に加えて手順書に定める合否判断基準の根拠や不適合処理時の技術的妥当性の確認及び現場における作業実施状況等も併せて確認した結果、問題は認められなかった。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	8月30日(金) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①緊急安全対策等の実施内容 ②放射線管理の実施状況 ③緊急時の措置に関する状況確認(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置について
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施内容」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。「緊急安全対策等の実施内容」に係る検査では、原子炉設置者が策定した「柏崎刈羽原子力発電所における緊急安全対策(実施報告書)」(平成23年4月21日報告、5月2日補正報告)に記載されている対策等について、平成24年度第4回保安検査以降の実施状況を検査し、それぞれの対策が計画的に実施されており、止水対策の防潮堤の本体工事及び全号機の水素爆発防止対策の水素濃度計設置工事が完了し、また、除熱機能確保のための荒浜側の防火水槽の増設工事が計画どおり進められていることを確認した。 また、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための資機材の配備・点検状況、活動を行う各班の要員に対する個別訓練が年度計画に従い実施されていることを記録及び現場立会により確認した。 「放射線管理の実施状況」に係る検査では、「管理区域の設定及び解除」、「管理区域内における区域区分」、「管理区域内における特別処置」に係る業務の実施状況について検査を行った。 検査の結果、当該業務は、「放射線管理区域管理マニュアル」に基づき実施され、管理区域の設定及び解除の手続き、管理区域内における区域区分と特別処置がなされていることを設定及び解除の各承認書、確認チェックシート、測定記録等から確認した。また、現場においては、承認された通りに標識による管理区域の区別、区画、施錠がなされていることを確認した。 「抜き打ち検査」に係る検査では、緊急時における発電所内の被ばく管理等に必要な原子力防災資機材及び要員が確保されているかについて検査を行った。 防災資機材の整備状況については、可搬型放射線測定資機材、個人用外部被ばく線量測定器の数量、校正状況について抜き取りで確認した結果、指定された保管場所に保管管理されているとともに、点検・校正が計画に基づき適切に行われており、使用可能な状態で維持管理されていることを確認した。 原子力災害発生時に測定を担当する要員については、9月1日付けで行われた発電所組織の変更にもなう要員の見直しが発電所長の承認を得て行われ必要な要員が確保されているとともに、「平成25年度防災訓練計画書」等に基づき教育、訓練が計画通り実施されていることを確認した。 追加検査項目として選定した「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守について」に係る検査では、平成24年8月13日に原子炉設置者から報告された「柏崎刈羽原子力発電所5号機中央制御室非常用換気空調系の運転に係る保安規定違反に関する直接要因、組織体制に起因する根本原因及び再発防止策について」において、本年3月までに対策を行うとしていた「組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置」に対する対策の実施状況について検査を行った。 検査の結果、保安規定やマニュアルの新規作成時及び改定時に、保安規定に関連する各機器に対する要求事項を明確化するとともに、業務における役割分担の明確化を行う仕組みが「継続的なマニュアル類の改善取り組みガイド」で定められ、運用が開始されていることを確認した。なお、これらの再発防止対策

	の有効性評価は、平成２６年４月までに行われることを確認した。 また、その他の検査として、平成２２年度以降の監視４件についても確認を行い、設計管理における不備については、原子炉設置者の有効性評価が平成２５年度末に終了予定となっていることから、引き続き保安検査等で確認することとし、残り３件については改善措置の対策が完了していることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、平成２５年度第２回保安検査を実施した結果を総括すると、原子炉設置者の保安活動の実施状況は良好と評価する。
--	---

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	8月26日(月) ～ 9月6日(金)
検査項目	1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①保安規定変更の遵守状況 ②調達管理の実施状況 ③東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況 ④火災防止対策の実施状況 ⑤特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況 ⑥記録管理の実施状況 (抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」及び「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。 「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」については、緊急時対応訓練の実施計画に基づき、構外グラウンドの地下軽油タンクから軽油を抜取るための油抜きポンプ(足こぎ式及び手回し式)取扱訓練や残留熱除去系海水系緊急時接続用配管への夜間海水送水模擬訓練等を実施し、改善点の抽出を行っていることを確認した。また、本年6月以降に新規規制基準対応工事として低圧代替注水設備設置工事等が現場着工し、アンカープレート取付作業がなされていることを確認した。 「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」については、特別な保全計画に基づき抽出された系統・機器の保管や継続的な定期運転による健全性確認が実施されていることを確認した。また、長期停止に伴い通常定期検査と比較し、相当期間運転が継続される系統を対象に、点検周期、運転期間、保全重要度等を考慮して、追加点検の要否を検討していることを確認した。 その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、9月6日に主排気筒に接続される気体廃棄物処理系の排ガス系配管において開孔(直径約2mm)が確認されたため不適合管理票が発行された。長期保守管理方針に基づく主排気筒点検のなかで当該配管の腐食部の手入れ作業を行っていて発見されたものであり、当該配管は気体廃棄物処理系配管(屋外)の点検計画においても定期的に点検することになっていた。なお、原因調査及び必要な対策については、今後の保安調査において確認していくこととする。 その他の施設については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 また、技術的深みのある検査の観点から、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」について、事業者が、緊急安全対策に係る工事の開始前に実施した技術検討会において、設計の妥当性及び既設設備に対する健全性評価について審議し、モックアップ試験結果や、既設設備の機能に係る変更がないことから当該設計が妥当であると評価していること及び事業者の評価に特段の問題がないことを確認した。さらに、メリハリのある検査の観点から、「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」について、長期保管運転として実施している「ほう酸水注入系ポンプ起動試験」に立ち会い、試験が適切に実施されていることを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(7/17)

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	8月26日(月) ～ 9月6日(金)、9月11日(水)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①緊急安全対策等の実施状況 ②安全文化醸成活動の実施状況 ③運転上の制限に係る管理の実施状況 ④燃料管理の実施状況 ⑤運転直の引継の実施状況(立会)(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施状況」については、平成25年度第1回保安検査以降の実施状況を確認したところ、「南海トラフの巨大地震」に対応した強化工事等のため、平成26年度末までの工期延長の見直しがあり、設計及び工事が進められている中、変更された計画に基づき着実に実施されていることを確認した。 また、地下貯水槽の設置工事においては、工事が進められていた底版下筋の配筋の状況について、概略説明を受けた後現場確認を実施し、重ね継手の長さの説明を求めたところ、応力評価をした上で決定したものであること及び当該評価が技術的に妥当であることを確認した。その他の検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 また、今回の保安検査では平成25年7月24日に発生した「浜岡5号機非常用ディーゼル発電機(C)燃料漏れ事象」による運転上の制限からの逸脱について、その発生元である燃料油圧力調整弁の構造及び運転上の制限からの逸脱の直接的原因となったロックナットの機能について確認するとともに、当該の燃料油圧力調整弁による循環ラインが、浜岡原子力発電所では比較的高速回転の5号機の非常用ディーゼル発電機に特有のものであることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(8/17)

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	9月2日(月) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①不適合管理の実施状況 ②保守管理の実施状況 ③燃料管理の実施状況 ④放射性廃棄物管理の実施状況 ⑤定例試験の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、不適合事象に対する管理区分分けが、所内規則に従って、業務・設備における原子力安全及び運転継続への影響の程度に応じ、影響の高い事象からA～Dに区分分けしていることや、要因分析結果を踏まえた是正処置と予防処置、並びに対策実施後のレビューの実施とその有効性確認が確実に実施されていることを、要因分析図、是正処置管理票、予防処置管理票等により確認した。また、「基本動作の徹底」や「知識・技量の向上」を目的とした活動がヒューマンパフォーマンス向上推進委員会の分科会で実施されているほか、安全文化醸成活動の一つである役職者同行パトロール、気付き能力向上研修やマネジメントオブザベーション(管理者による部下の観察、指導)等、不適合の発生を低減させるための取り組みが行われていることを確認した。 「保守管理の実施状況」については、平成24年2月から3月にかけて実施した2号機の特別な保全計画に基づく追加点検の後、さらに停止期間が継続していることから、再度追加点検を計画していることを確認したほか、新規規制基準の施行を踏まえ9項目の安全性向上施策が策定され、補修、取替え及び改造計画に反映していること等を確認した。 また、今回の検査においては、保安検査のあり方に係る短期的課題を踏まえ、書類の確認だけでなく現場確認を重視する観点等から、役職者同行パトロールに同行し、事業者の取り組みを確認することや、安全性向上施策として進められている工事の状況確認を行うとともに、不適合に対する事業者の対応について、その詳細を把握した上で検査を実施し技術的な妥当性の確認等を行ったが、特に問題となる点は見受けられなかった。 その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(9/17)

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	9月2日(月) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①新基準を踏まえた検査 ②不適合管理の実施状況 ③使用済樹脂等の処理に係る試験の実施状況 ④保安管理体制の実施状況 ⑤定期試験の実施状況(抜き打ち検査) ⑥巡視点検の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「新基準を踏まえた検査」及び「不適合管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。 基本検査の結果、「新基準を踏まえた検査」については、敦賀発電所2号機に対し、7月に施行された新規制基準に対応した計5件の工事が、6月より開始されていることを確認した。 「不適合管理の実施状況」については、平成23年度以降に発生した、安全重要度分類クラス1を含む重要な設備・機器として選定した「2号機Bディーゼル発電機B-1 清水加熱器ヒータ電流値低下」、「1号機 480V SWGR(パワーセンター) 1B 母線受電遮断器 CB-402 自動開放」、「1号機 CCS(格納容器冷却海水系) クローザージョイントライニング損傷の件」、「1号機 MCC(モーターコントロールセンター) 1E 一次側ケーブルの不具合」及び「2号機使用済燃料ビットクレーン多機能マストの自動停止について」の計5件の不適合の技術的要因に対し、不適合管理、是正処置、予防処置が十分な内容であることを確認した。 また、「定期試験の実施状況」では、定期試験手順書の2号機ディーゼル発電機手動起動試験に記載されている判定基準値及び標準値のすべてについて、根拠を確認した結果、設計値、実績値、警報設定値及び規定等に定められた値であり、妥当であることを確認した。 更に、「巡視点検の実施状況」では、1号機における立入り困難な区域である格納容器内の遠隔監視について確認した。格納容器内の監視は、「巡視点検表」にて、HVH(空調機)ドレン流量、格納容器内各部温度等の遠隔監視項目を定め総合的に異常の有無を判断し、また、補助的に監視用カメラ5台にて原子炉再循環ポンプメカシール部等の現場状況を確認しており、技術的に十分に検討された内容であることを確認した。 その他の検査項目については保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	8月26日(月) ～ 9月6日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①<u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況</u> ②<u>プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</u> ③<u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> ④放射性廃棄物の管理状況 ⑤保安教育の実施状況 ⑥原子炉主任技術者の選任及びその職務等の実施状況(抜き打ち検査) ⑦定例試験等の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 なお、今回の保安検査においては、プラント長期停止に伴う系統や機器の管理値の技術的根拠を確認すること及び新規制基準への対応準備状況についても技術的に踏み込んで確認を行う等の工夫を行った。 検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等が、第1回保安検査の確認以降も着実に進捗していることを確認した。また、施設への浸水対策工事である発電所敷地の外海側に面する部分の防潮堤や海水ポンプ等の取水設備に対する防護壁設置工事、免震事務棟の設置工事等の対策も計画に沿って進捗していることを確認するとともに、新規制基準への対応準備状況についても確認した。 「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、長期停止している1号機、2号機及び3号機について、各号機の特別な保全計画に基づいて継続的に実施されていることを確認するとともに、系統や機器の長期的な劣化抑制のための保管に関する管理値について、その基となる引用文献にまで遡り、技術的根拠が妥当であることも確認した。 「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、「美浜発電所3号機中央制御盤他取替工事における甲母線計測回路の地絡事象」及び第1回保安検査以降に発生した重要度が低いとされた不適合事例等について、不適合の原因に応じた適切な是正処置が実施されていることを確認した。 その他の各検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段、問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	8月26日(月) ～ 9月6日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況 ②関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書を受けた教育・訓練の実施状況 ③保守管理の実施状況 ④放射線管理課の業務の実施状況(抜き打ち検査) ⑤水質管理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」、「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書を受けた教育・訓練の実施状況」、「保守管理の実施状況」を基本検査項目として、検査を実施した。 検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、原子力規制委員会に対して、新規規制基準に対応した原子炉設置変更許可申請が行われていることから、新規規制基準に対する事業者の取組みが計画通りに実施されていることを確認した。また、緊急安全対策等における、短期対策及び中長期対策についても計画通りあるいは前倒しで実施・計画管理がされていることを確認した。 「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書を受けた教育・訓練の実施状況」については、シビアアクシデント事象に対処する手順を新たに追加し、平成25年6月末までに整備された手順書等に基づき、短期的なシビアアクシデントに対する習熟度を高めるため、平成25年8月末までに対象者に対する教育・訓練が実施されていることを確認した。また、施設定期検査期間中に新たに設置したシビアアクシデント事象に対処するための機器等を中心に、今後、教育・訓練の内容を充実させる方針で検討されていることを確認した。 「保守管理の実施状況」については、施設定期検査工程の策定に当たり、新たに設置された重大事故対策関連設備が追加されたことを含めて確率論的安全評価を行い、施設定期検査工程が策定されていることを確認した。 その他の検査項目については、保安規定に基づいて各保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、その他の検査項目のうち、水質管理の実施状況については、被曝線源となる燃料被覆管表面に析出する腐食生成物を低減することを目的とした出力運転中の1次系冷却材におけるホウ素濃度とリチウム濃度管理等の考え方について技術的に踏み込んで確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視(3・4号機放射性廃棄物処理建屋、3号機原子炉周辺建屋)、定例試験(4号機中央制御室非常用循環ファン起動試験、4号機Aディーゼル発電機起動試験)への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(12/17)

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	9月2日(月) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ① <u>プラントの長期停止に伴う管理状況</u> ② <u>安全文化醸成活動の実施状況</u> ③ MOX 燃料受け入れの実施状況 ④ 放射性廃棄物管理の実施状況 ⑤ 原子力防災資機材等の管理状況(抜き打ち検査) ⑥ 請負会社従業員への保安教育の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「プラントの長期停止に伴う管理状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「プラントの長期停止に伴う管理状況」については、停止状態が長期化している1号機において特別な保全計画に基づき点検が実施され、システムの保管状態が維持されていることを確認するとともに、2度目の点検に向けて点検項目の抽出作業中であることを確認した。また、運転状態を踏まえ劣化進展を評価して点検要否を判断していること、保管環境が技術的根拠に基づき管理されていること等について、重要度の高い機器を抜き取り詳細に確認した。 「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成24年度の安全文化醸成活動の総合評価結果として要請した取り組み事項が平成25年度の発電所の活動計画に反映されるとともに、各課室においても具体的な活動計画が策定、実施されていることを確認した。 「放射性廃棄物管理の実施状況」においては、放出管理目標値の妥当性、放出量の計測及び評価方法の妥当性等を確認した。また、3号機原子炉補機冷却水サージタンクへのトリチウムを含む1次系純水補給後の対応について、管理されていない状態でトリチウムが環境へ放出されていないこと、不適合管理案件として処置していくことを確認したが、当初不適合管理案件として処置されていなかったことから、今後、不適合管理を含む事業者の品質保証活動の実施状況を併せて確認していくこととする。 その他の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(1号機A非常用ディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	8月29日(木) ～ 9月11日(水)
検査項目	1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ① <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</u> ② <u>保守管理の実施状況</u> ③ マネジメントレビューの実施状況 (本社検査) ④ 内部監査の実施状況 (本社検査) ⑤ 放射性廃棄物管理の実施状況 ⑥ 定期安全レビューの実施状況 ⑦ 巡視点検の実施状況 (抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関して、全交流電源等の喪失時における対応訓練(以下、「対応訓練」という。)及び電源機能等喪失時対応資機材(以下、「対応資機材」という。)の点検が計画に基づき着実に実施されていること、並びに更なる信頼性向上対策である防波壁の設置が完了していることを確認した。 「保守管理の実施状況」に関しては、特別な保全計画に基づく追加点検の実施状況を確認するとともに、1, 2号機の全ての機器の点検内容の根拠となる保全内容決定表の見直しが適切に実施され、これに基づいた点検計画が点検計画表に反映されていることを確認した。 「マネジメントレビューの実施状況」に関しては、マネジメントレビューが社内規定に基づき適切に実施されるとともに、マネジメントレビューのアウトプットを反映し、業務運営方針及び業務実施計画が作成され、品質目標が設定されていることを確認した。 その他の基本検査項目についても、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験(1号機B-非常用ディーゼル発電機手動起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 また、保安活動が計画および手順書どおり実施されていることを確認することに加えて技術的な観点からも検査を実施した。具体的には、1, 2号防波壁工事については、鉄筋検査、出来形検査及びコンクリート強度検査等が実施され、調達要求事項が満たされていることを記録により確認した。また、原子炉及び使用済燃料プール他への代替注水として、常設代替注水設備及び消防車等による代替注水系統の多重化に係る配管工事については、現時点での設置状況について図面により確認するとともに、当該工事の既設設備への影響について整理され、適切に対処されていることを記録により確認した。さらに、保全内容の変更があった機器について、変更の妥当性評価を踏まえて適切に変更されていることを記録により確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	9月9日(月) ～ 9月24日(火)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況 ②不適合管理の実施状況 ③可燃物・危険物保管の実施状況 ④文書管理の実施状況 ⑤主任技術者の選任及び職務の実施状況(抜き打ち検査) ⑥保安教育の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「可燃物・危険物保管の実施状況」及び「文書管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、伊方発電所にて検査を実施した。 基本検査の結果、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者の策定した対策が計画に基づき着実に実施されていること、緊急安全対策に係る訓練が実施されその有効性が評価されていること、配備された緊急時対応用資機材の点検・管理が緊急時対応用資機材管理マニュアル等に従い実施されていることを確認した。とくに、イグナイタ^(注)の設置について、設計基準書等により台数および設置場所の根拠、イグナイタの電熱部耐熱温度等の基本性能や水素燃焼による上昇温度等が推定され、周辺機器へは影響を及ぼすものではないとの評価および妥当性確認が実施されていることを確認した。 (注)イグナイタとは、シビアアクシデント時に水素が発生する恐れがあり、水素爆発防止に係る多重防護対策のひとつとして、電気式イグナイタ(点火装置)により強制的に水素を燃焼除去するもの。 「不適合管理の実施状況」に係る検査では、平成25年度のスクリーニング会議において、不適合でないと判断された事象2件を抜き取り、事業者が不適合管理内規の不適合の定義と当該事象を対比することにより、不適合に該当しないとの判断がされており、適切なプロセスで判断が行われたことを確認した。予防処置では、内規に基づき、原子力施設情報公開ライブラリー及び関係各所で得られた情報が統合型保修管理システム(以下「EAM」という。)に登録され管理されていること、また、その情報が関係部署でスクリーニングされた上で、スクリーニングの結果、必要な予防処置およびその有効性評価が予防処置検討会議で審議されていることを議事録および同会議で審議されたEAM登録データ中の評価書により確認した。さらに、特別採用に係る対象機器の健全性確認が実施されていることをEAM登録データ中の技術検討書等により確認した他、その状況が所内周知されていることもEAM登録データにより確認した。 「可燃物・危険物保管の実施状況」に係る検査では、法令等に従い適切な力量を持った者が保安管理者に選任され、管理者層による定期的な現場パトロールが実施されていること等を確認した。また、可燃物・危険物保管場所の現場確認では、許可対象外あるいは過剰な可燃物・危険物が保管されていないこと、期間を限って一時的に保管される可燃物・危険物が許可期間を超過して保管されていることがないことを確認した。 「文書管理の実施状況」に係る検査では、保安規定で定められた品質記録のうち一部において内規での規定および保存期間の運用が不適切な事象2件が検出された。

	そのうち 1 件は、「保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名」に係る記録の保存期間について、保安規定では「保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年を経過するまでの期間」と定められているのに対し、二次文書である保守内規においては作成後 5 年と定められていたものである。当該記録が初めて作成された平成 21 年 1 月から 5 年を経過しておらず、廃棄された記録はないことを確認しており、ただちに原子力安全への影響および保安活動に支障が生ずるものではないが、これが放置されると保安規定第 132 条で規定する記録が正規の保存期間満了前に廃棄されるおそれがあるため、保安規定違反(監視)と判定し、今後の保安検査等において、事業者が実施する不適合処置対応や社内規定の適正化に係る品質保証活動が適切に機能しているかについて確認していくこととする。 もう 1 件は、「原子炉内における燃料体の配置」に係る記録について、保安規定では保存期間が燃料の取出後 10 年間で定められているのに対し、平成 14 年度以前の記録が保存期間満了後も廃棄されず、二次文書である文書・品質記録管理内規で定められた保存期間が満了したことを示す識別スタンプ等もないまま、平成 15 年度以降の記録と同一ファイル中に保存されていたものである。原子力安全に直接影響を及ぼすものではないが、不適合管理を適切に実施していくべきであることを指摘し、今後の事業者の対応を確認していくこととする。 その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験等への立会を行った結果、特段問題ないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、前述の監視事項及び指摘事項を除いて、良好なものであったと判断する。
--	--

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	9月2日(月) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目（下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。） ①<u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</u> ②調達管理の実施状況 ③定期安全レビューの実施状況 ④燃料管理の実施状況 ⑤原子力施設における点検・補修等の実施状況（抜き打ち検査） ⑥放射線管理の実施状況（抜き打ち検査） 2) 追加検査項目 なし
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査では、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「調達管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、従来から実施してきた諸対策及び新規規制基準への対応状況を確認するとともに、それらの対策が事業者の策定した計画に従い、着実に進捗していることを確認した。ただし、新規規制基準とそれに対応する原子炉設置変更許可申請に係る本店の行ったプロセスの一部(技術的検討評価など開発・設計に関わる事項)については、本店に対する検査を実施する等引き続き確認していくこととする。 「調達管理の実施状況」については、昨年度以降に実施した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等に関連して調達された、設備・機材及び役務について、事業者が要求事項を明確にするとともに、その調達過程において適切な検証が行われていることを確認した。 「定期安全レビューの実施状況」については、1号機の第3回定期安全レビューが保安規定第10条の規定に基づき、「定期安全レビュー実施手順書」に従い、「定期安全レビュー実施計画書」どおり進められ、適切に報告書が作成されていることを確認した。 「燃料管理の実施状況」については、8月に実施された新燃料の原子力施設内への搬入において、燃料集合体の運搬・検査・貯蔵に係る諸作業が保安規定に基づき適切に実施されていることを確認した。本検査において、燃料建屋内での輸送容器の二段積保管要領に関して、燃料加工メーカーが実施した転倒震度（静的）評価結果が妥当であることを、保安調査時に輸送容器が保管された現場で実測し収集していた寸法等を基に確認した。 その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	9月2日(月) ～ 9月13日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①緊急安全対策等の実施状況 ②保守管理の実施状況 ③プラント長期停止に伴う発電所員の保安活動の実施状況 ④設計・開発管理の実施状況 ⑤内部監査の実施状況 ⑥可燃物及び危険物の管理状況(抜き打ち検査) ⑦保全区域及び周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「プラント長期停止に伴う発電所員の保安活動の実施状況」、「設計・開発管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等に係る中長期対策や新規制基準への対応を計画的に実施していること、緊急安全対策等に係る資機材の点検を適切に実施し、高台等に保管していること、緊急安全対策等に関する訓練に係る自主訓練を月1回の頻度で継続して実施し、手順等の習熟に努めていること等を確認した。 次に、「保守管理の実施状況」については、新規制基準を踏まえ安全対策の強化を確実に実施すること等が新たに盛り込まれた「保守管理の実施方針(平成25年6月4日策定)」に従い、平成25年度の保守管理目標等を策定していること、長期停止中の機器等に対して月2回の頻度でパトロールを実施し、異常の有無について確認していること、選定した保全重要度「高」の設備に対する点検を点検頻度等が定められた「長期点検計画」等に従い実施するとともに、所定の力量を有した者が確認・評価していることを確認した。なお、選定した保全重要度「高」の設備のうち、主給水制御弁の分解点検【浸透探傷試験】、余熱除去ポンプ・電動機の分解点検【絶縁抵抗測定、浸透探傷試験】及び振動測定【変位】、充てん／高圧注入ポンプの分解点検【浸透探傷試験、センタリング・カップリング間隙測定】、炉内構造物(制御棒クラスタ案内管支持ピン)の非破壊試験【突き出し測定】、格納容器スプレイポンプ用電動機の普通点検【絶縁抵抗測定】等について、作業手順等に記載された判定基準の妥当性を技術的根拠に遡って確認した結果、判定基準が「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、「判定基準根拠資料(取扱説明書等)」等に基づいて適切に定められていることを確認した。 次に、「プラント長期停止に伴う発電所員の保安活動の実施状況」については、保安規定で定められた発電所員への保安教育・訓練を適切に計画・実施していることに加え、自らの取り組みとして、発電所員に対し2次系機器保管水入替等の作業への立会場の設け、知識・技能の向上を図っていること等を確認した。 次に、「設計・開発管理の実施状況」については、設計・開発に係る計画、インプット、アウトプット、レビュー、検証等を社内規定に基づき適切に実施していること等を確認した。なお、選定した設計・開発のうち、本店所管の非常用ディーゼル発電機用燃料油貯蔵タンクの増設工事に係る試験・検査の判定基準【材料検査、寸法検査、外観検査、耐圧・漏えい試験等】及び発電所所管の2号機充てんライン修繕・除却工事に係る試験・検査の判定基準【材料検査、寸法検査、耐圧・漏えい試験、外観検査等】等の妥当性を技術的根拠に遡って

	確認した結果、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、「発電用原子力設備規格 溶接規格」、「日本電機工業会規格原子力発電所用バルブの検査」等に基づいて適切に定められていることを確認した。 なお、その他の検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（1号B非常用ディーゼル発電機起動試験）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。
--	--

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	9月2日(月)～9月20日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。) ①保守管理不備を踏まえた品質保証及び安全文化醸成活動に係る改善状況 ②長期停止に係る特別な保全計画の実施状況 ③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ④抜き打ち検査 2) 追加検査項目 保守管理不備に係る原子炉等規制法に基づく措置命令等の対応状況、事業者が策定した再発防止対策の実施状況等について
検査結果	今回の保安検査では、昨年11月もんじゅで発生した保守管理不備に関し、原子力規制委員会が、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下、「機構」という。)に対し命じた品質保証・保守管理体制の再構築及び安全文化醸成活動の改善に係る取組状況等について確認した。また、長期停止に係る特別な保全計画、不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況及び抜き打ち検査により燃料管理の実施状況について確認した。 保守管理不備に係る確認の結果、機構から、電気保修課が所掌するクラス1機器15機器※(補助冷却設備(ACS))について、保全計画に定められた点検頻度、点検時期を遵守した点検が行われていない事案を確認し、速やかに点検したとの報告を受けた。 原因は、電気保修課担当者による点検計画表への点検時期の誤入力であり、当委員会の命令に対応するため機構は「未点検機器個数確定のための再確認作業要領書」等を定め、所内の体制を整え作業を行った結果、発電用原子炉主任技術者等による抜取調査により本年7月に本件を認識したもの。機構は、当該機器について点検を終了しており、今後、根本原因分析を行い、必要に応じ機構改革計画に再発防止対策を追加するとしている。なお、本年1月及び5月に実施された所内チェックでは本件は認識されなかったことを確認した。 本事案は、原子炉等規制法第43条の3の2第1項(原子炉施設の保全)及び第43条の3の2第4項(保安規定の遵守)に違反するものと判断する。本事案については、過去2回の保安検査で同様の事案を確認し、既に措置命令等により対応を求めており、今後の保安検査において、機構による対応状況を確認する。 ※後日、クラス1機器14機器及びクラス3機器1機器の全15機器と訂正があった。 その他、長期停止に係る特別な保全計画の実施状況については、代表機器を選定(発電機本体及び付属設備、後備炉停止棒駆動機構等)し確認した結果、機構直営の点検作業について「請負・工事進捗管理表」が作成されていなかったことを除き、点検の実施、点検結果等の確認・評価並びに記録の保管が適切に行われていることを確認した。また、不適合管理是正処置及び予防処置の実施状況について、もんじゅで発生した非常用ディーゼル発電機LCO逸脱事象については、他事業者の類似のトラブル情報が追加・変更された場合、信頼性向上検討委員会が再審議を図るよう予防措置プロセスが改善されたこと、タービン建屋への雨水侵入事象については、通報連絡が遅れたことを不適合管理し、再発防止対策を実施するとしていることを確認した。 抜き打ち検査による燃料管理の実施状況については、関連する文書管理、関係課の役割分担、燃料取扱いに関する教育・訓練について問題のないこと等を確認した。 以上から、これらの項目に係る保安活動について、保安規定を遵守しているものと判断する。

別表 2 : 保安規定違反（監視）について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東北電力株式会社 東通原子力発電所	1件 ☆	【件名 女川原子力発電所の不適合に対する東通原子力発電所における予防処置の一部未検討】 平成25年度第2回保安検査において、事業者が、他の発電所で発生した不適合の類似事象が発生することを防止するために行う予防処置について、その実施状況を検査したところ、女川原子力発電所で発生した不適合に対する東通原子力発電所における予防処置の必要性の検討が一部未実施であることを確認した。 事業者は、平成22年に両発電所で発生した不適合を管理するシステム（他発電所の不適合情報にアクセスし情報を入手することができるシステム）を導入したが、東通原子力発電所において、同システムからの不適合情報を入手する具体的な運用ルールが不明確だったこと及び、同システムから情報を入手しなかった場合の代替的仕組みが確立していなかったことから、システム導入以降に女川原子力発電所で発生した不適合265件に対する予防処置の必要性の検討が実施されていなかった。 本事象は、起こりうる不適合が発生することを防止するために原因を除去する処置が適切に行われておらず、保安規定第3条（品質保証計画）、8. 5. 3（予防処置）の履行が不十分であるものとする。 予防処置の必要性の検討が行われていなかった265件の不適合について、その後事業者において予防処置の必要性について検討したところ、不適合29件が東通原子力発電所において予防処置が必要と判断された。これらは、いずれも原子力安全や放射線被ばくに直接影響を及ぼすものではないものの、原子力施設の不適合管理に係る品質マネジメントシステムの不備として「監視」と判断する。 事業者は、不適合の管理システムの運用ルールを明確にし、漏れがないことを確認する仕組みを構築するとともに、本事象について原因を分析し、再発防止を図ることとしており、今後、保安検査等において事業者の改善状況等を確認していく。
四国電力株式会社 伊方発電所	1件 ☆	【件名 伊方発電所における品質記録に係る保存期間の不適切な取り扱い】 平成25年度第2回保安検査において、文書管理の実施状況を検査したところ、保安規定第132条の表132-1第2号(1)の「保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名」に係る記録の保存期間について、保安規定では「保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年を経過するまでの期間」と定められているのに対し、二次文書である保守内規においては作成後5年と定められていることが検出された。 保安規定と保守内規に不整合が生じた経緯を調査したところ、平成20年12月に保安規定を改正し、当該記録を保存することを規定した際に、保守内規の改正において、品質記録の改正に係る5個の記録中、保存期間の改正を要しないもの（1個）、保存期間の改正を要するもの（4個）が混在しており、そのうち3個は適正に保存期間が改正されたものの、当該記録については改正を要する事項を錯誤し、改正を要しないものと誤認されたことによるものであることが判明した。 当該記録が初めて作成された平成21年1月から5年を経過しておらず、廃棄された記録はないことを確認しており、ただちに原子力安全への影響および保安活動に支障が生ずるものではないが、

		これが放置されると保安規定第 1 3 2 条で規定する記録が正規の保存期間満了前に廃棄されるおそれがあるため、保安規定違反(監視)と判断する。 事業者は、1 0 月 3 日に保守内規を改定して保安規定との不整合を解消したが、保安規定第 1 3 2 条で定める他の記録について、社内規定で定める保存期間との整合状況を確認し、整合していないものがあれば速やかに社内規定を適正化するとともに、社内規定において保安規定で定める記録の識別表示や関係者への周知により更なる意識向上を図るとしており、今後、社内規定の適正化に係る品質保証活動が適切に機能しているかを含め、保安検査等において事業者の改善状況等を確認していく。
--	--	--

(凡例) ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

別表 3 : 安全確保上重要な行為の保安検査について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間		
東北電力	女川	1号機	海水系統切替え時の保安検査	2013/9/17	～	2013/9/24
北陸電力	志賀	1号機	燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/8/30	～	2013/9/9
関西電力	大飯	3号機	原子炉の停止時の保安検査	2013/8/30	～	2013/9/9
			ミッドループ運転時の保安検査	2013/9/4	～	2013/9/10
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/9/6	～	2013/9/17
		4号機	原子炉の停止時の保安検査	2013/9/12	～	2013/9/18
			ミッドループ運転時の保安検査	2013/9/18	～	2013/9/24
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/9/24	～	2013/9/30

別表 4：東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する
平成 25 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	9 月 4 日（水） ～ 9 月 27 日（金）
検査項目	1）基本検査項目 ①運転管理の実施状況 ②保安管理体制の構築状況 ③放射性廃棄物管理の実施状況 ④放射線管理の実施状況 ⑤過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況 ⑥入退域管理ルール of 運用状況（抜き打ち検査） 2）追加検査項目 ①汚染水の漏えい事故に対する措置の実施状況の確認 ②過去の違反事項（違反）に係る改善措置状況
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査では、運転管理の実施状況、保安管理体制の構築状況、放射性廃棄物管理の実施状況、放射線管理の実施状況、過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況、入退域管理ルール of 運用状況（抜き打ち検査）を基本検査項目として検査を実施した。さらに追加検査項目として、平成 25 年 8 月 19 日に発生した汚染水の漏えい事故に対する措置の実施状況、過去の違反事項（違反）に係る改善措置状況について確認した。 運転管理の実施状況については、5 号機及び 6 号機の冷温停止状態において原子炉の運転に必要な知識、資格等がマニュアル等で具体的に定められ、これらの知識、資格等を有する者が確保されていることを「運転直の組織表」等により確認した。当直長の引継については、系統・設備の運転状況、運転上の制限を満足していることの確認状況等の引継に必要な事項を記載した「当直長引継日誌」及び「運転日誌」により、適切に運転状況が申し送りされていることを確認した。 5 号機及び 6 号機の冷温停止状態に係る運転管理については、当直長による確認事項がマニュアルで具体的に整理され、起動領域モニタ等の運転パラメータ、原子炉停止時冷却系の運転状態、タービン建屋等の滞留水の水位等の確認が「日常点検表」により実施されていることなど、運転上の制限を満足していることの管理が適切であることを確認した。 また、地震・火災等発生時の対応については、マニュアル等により地震発生時の点検内容、電源復旧対応等が具体化されていることを確認するとともに、9 月 20 日 2 時 25 分頃に発生した震度 5 弱の地震への対応が適切に実施されていることを、原子炉施設の点検チェックシート等により確認した。 上記の運転管理に係る確認状況を踏まえ、また、当直員による運転監視が適切に実施されていることを 5・6 号機中央制御室における立会いにより確認した。 以上の確認結果から、運転管理の実施状況は適切であると判断する。 保安管理体制の構築状況については、保安に関する組織とその職務範囲が、マニュアルの中に具体的に定義されていることを確認した。また、職務の見直しが行われる際は、職務の内容に重複や抜けがないことを主管側と規程作成側で相互チェックを行ない、改正案に反映していることを確認した。 保安委員会・保安運営委員会については、委員会の構成、審議内容等がマニュアルに定められ、開催されていることを確認した。福島第一原子力発電所の保安運営委員会は、震災以降持ち回りやメールにより行われてきたが、平成 25 年 9 月 9 日に会議体として開催されたことから、同席して実施計画の変更案等安全上の重要事項についてマニュアルに基づき審議が行われていることを確認した。 原子炉主任技術者及び代行者の選任については、必要な選任条件を満たしていることを確認した。これまで 1 名だった 5・6 号機の原子炉主任技術者が号機ごとに 1 名の 2 名体制となった。そのうちの 1 名は他業務との兼任ができるが、職

務が重複する場合は主任技術者としての職務を優先することがマニュアルに明記されていることを確認した。保安措置で要求されている原子炉主任技術者の職務に関しては、報告や記録の内容の確認実績や社長への報告実績等により、実施状況を確認した。

以上の確認結果から、保安管理体制は保安措置の要求事項を満足しており、適切であると判断する。

放射性廃棄物管理の実施状況については、震災前に管理していた使用済み制御棒等の放射性固体廃棄物や震災後に発生した瓦礫等が、マニュアルに従って定められた場所に一時保管され、定期的に巡視点検が行われていることを確認した。また、ドラム缶の貯蔵については、仮設保管設備において地震時の転倒防止対策、空間線量率測定結果の掲示等、必要な措置が講じられていることを現地において確認した。

しかし、H4タンクエリア周辺において、汚染水の漏えい事故により汚染された土壌の回収が実施されたが、回収土壌の一部が防水シートで覆った状態（防水シートからはみ出している部分もあった。）で同エリア内に仮置きされていることを確認した。本件は、降雨の状況によっては土壌汚染の範囲が拡大する恐れがあり、また、マニュアルに定める周辺への立ち入り制限等の措置も講じられていないことから、実施計画違反（監視）と判定した。

以上の確認結果から、放射性廃棄物管理の実施状況は、上記の汚染土壌の仮置きに関する事項を除き適切であると判断する。

放射線管理の実施状況については、1～4号機放射線管理グループと5・6号機放射線管理グループの所掌区分が、マニュアルの中で明確にされていることを確認した。管理対象区域及び区分の変更手続きは、マニュアルに基づいて適切に実施されていることを、入退域管理棟や登録センター休憩所の運用開始時のチェックシート等により確認した。周辺監視区域や保全区域の変更箇所・追加箇所については、標識・柵が図面通りに設置されていることを確認した。

放射線計測器類の管理では、エリア放射線モニタが設置場所により3つの所管グループに分かれることから、各グループの点検長期計画、点検記録等について問題のないことを確認した。ただし、設置箇所の現場確認を実施したところ、5号機及び6号機の原子炉建屋のオペフロにおいて、エリア放射線モニタの検出器前面に本設配管や仮置き物品が配置されていて、放射線測定の障害になっている可能性があることを確認した。本件に関しては、事業者から障害物を撤去する予定であるとの回答を得た。

以上の確認結果から、放射線管理の実施状況は概ね適切であると判断する。

入退域管理ルール of 運用状況（抜き打ち検査）については、作業車両の入構から退構までの手続きが、入退域管理棟の運用が開始後の新しいルールに従って、適切に実施されていることを確認した。

過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況については、平成24年度第3回保安検査における保安規定違反（監視）「ダストフィルタ未装着のマスク使用」、平成25年第1四半期に発生した保安規定違反（監視）「汚染車両の管理対象区域からの退出」及び「3号機使用済燃料プール代替冷却設備の停止」について、事業者の改善措置状況を確認した。

これら3件はいずれも、是正処置や予防処置が策定・実施されており、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。

追加検査項目とした汚染水の漏えい事故に対する措置の実施状況については、漏洩したタンクと同型のフランジ型タンクについて、パトロール体制を強化し、新規に制定したマニュアルに基づいて、1日4回のパトロールを実施するとともに、タンク周囲の線量測定を実施するなどの改善が図られていることを、パトロールへの同行、実施記録の確認等により確認した。また、パトロール時の確認項目や線量測定の方法等が、巡視者に教育されていることを確認した。本巡視業務は、事業者直営から協力会社へ移管されたことから、教育の充実やこれまでの知見を技術伝承するための取り組みを要請した。

一方、漏洩したH4エリアNo.5タンクの原因調査は継続中であるが、第1

段まで解体されたタンクの内部を確認したところ、直接の漏えい箇所ではないと判断されるところについても、内面シール材の剥離や工場溶接部の腐食につながるような錆等が確認された。また、底板のボルトの緩みも報告されている。フランジ型タンクは、内面のシール構造の違いによってタイプ1からタイプ5まで分類できることから、各タイプごとに内面の調査が必要であると判断し、事業者に調査を指示した。

堰からの排水については、今後一ヶ月を目処に各タンクエリアにノッチタンクを設置し、堰内の水はいったんノッチタンクに受けて、放射能濃度を測定してから排水する計画であることを確認した。また、事業者が策定している堰内の水のサンプリング、分析方法について、原子力規制委員会に新たに任命された技術参与が現地での確認・指導を実施した。

以上の確認結果から、汚染水の漏えい事故に対する措置については、対応すべき課題が多く、原子力規制委員会に設置している特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策ワーキンググループにおける議論を踏まえ、事業者が適切に原因究明、再発防止策等を検討し実施しているかについて、今後の保安調査・保安検査の中で引き続き確認していくこととする。

過去の違反事項（違反）に係る改善措置状況については、平成23年度第4回保安検査における違反事項「不十分な保守管理計画」は、追加指示項目の内の「保安活動に必要な人員及び体制の確保」に対する改善の実績が確認できないため、今後も実施状況を確認していく。また、平成22年度第4回保安検査における違反事項「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反」は、根本原因分析から抽出された対策の実施が確認できたため、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、特定原子力施設の巡視等を行った結果、プラントの状況を適切に監視していること、並びに当直長の業務が次の当直長に引き渡されていることを、運転日誌、引継日誌、免震重要棟及び5・6号機中央制御室の巡視等で確認した。

また、保安検査中の9月5日、福島第一原子力発電所3号機原子炉建屋5階の瓦礫撤去に使用してきた遠隔操作式大型クローラクレーンのジブマストが傾倒する事象が発生したため、原因の推定と再発防止策の策定状況について確認した。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、汚染水の漏えい事故に対する措置を除き、概ね適切に実施されていたと判断する。当委員会は、特定原子力施設に係る実施計画を遵守した保安活動を確実に実施するために、保安検査等により改善状況を確認していくこととする。

別表５：実施計画違反（監視）について

発電所	件数	実施計画違反の概要
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	1件 ☆	【件名 H4タンクエリアで掘削回収した汚染土壌の不適切な仮保管】 平成25年度第1回保安検査において、平成25年8月19日に判明したH4タンクエリアにおける汚染水漏えい事故の対処として掘削回収された周辺土壌の保管状況を検査したところ、回収土壌の一部が不適切な状態で仮保管されていることを確認した。 回収土壌は、保管エリアに移送するまでの間、地面に防水シートを敷いた上に集積され、その上に防水シートで覆いがされていたが、一部土壌が防水シートからはみ出ている状態となっており、また、社内マニュアルに規定されているロープや柵等による区画及び立入制限表示の掲示がなされていなかった。 本事象は、回収土壌を保管エリアに移送するまでの一時的な仮置きであるものの、発電所敷地内で発生した瓦礫等（汚染された土壌も含む）の管理が適切に実施されておらず、実施計画に定める保安のための措置第39条（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理）の履行が不十分であるものとする。 回収土壌は一部を除いて防水シートによって養生されており、外部への漏出の可能性や周辺への影響はなかったものの、放射性物質の拡散防止措置が不十分であったことから「監視」と判断する。 事業者は、回収土壌を土のう用袋に収納し防水シートによる養生を実施するとともに、カラーコーンによる区画及び立入制限を実施済である。今後、保安検査等において事業者の改善状況等を確認していく。

（凡例） ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

【加工事業者（１／６）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890 tU／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：平成3年9月
3. 検査実施期間	平成25年8月20日～8月23日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・保安上特に管理を必要とする設備の保守管理の実施状況 ・使用済遠心機保管建屋における放射性廃棄物管理等の実施状況 ・六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況 ②重点検査項目 ・保安上特に管理を必要とする設備の保守管理の実施状況 ・六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安上特に管理を必要とする設備の保守管理の実施状況」及び「六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 六ふっ化ウランの漏えい対策については、対応手順・資機材が整備され、教育・訓練が適切に実施されていることを確認した。 また、管理廃水処理設備の更新工事では、工事期間中に管理区域内で発生した廃水を一時的に保管している仮設容器全数について、適切に管理されていることを現場確認した。 使用済遠心機保管建屋への使用済遠心機の移動作業では、移動に伴う一連の作業に立ち会い、手順に基づく作業が加工規則第7条の6に定める事業所内運搬に関する措置等を遵守し、確実に実施されていることを現場確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（2／6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：三菱原子燃料株式会社 ②加工の方法：再転換、成型（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力： 4 7 5 tU／年（濃縮度 5 %以下）（転換） 4 4 0 tU／年（濃縮度 5 %以下）（成型） ④事業開始年月：昭和 4 7 年 1 月
3. 検査実施期間	平成 2 5 年 7 月 3 1 日～ 8 月 5 日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・放射線管理の実施状況 ・マネジメントレビュー及び内部保安監査の実施状況 ・六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況 ②重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・放射線管理の実施状況 ・六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 また、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」において、発生した不適合の技術的要因に対し、事業者の行う不適合管理、是正処置、予防処置が適切であることを確認した。 「放射線管理の実施状況」において、内部被ばく線量評価方法や作業環境に係る線量当量等の測定場所が、技術的な検討を踏まえ、合理的に選定されていることを確認した。「六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況」において、六ふっ化ウランの漏えいに対応するための手順や資機材が整備されていることを現場等で確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（3／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設） ②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：250tU/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：昭和55年1月
3. 検査実施期間	平成25年9月9日～9月12日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・保守管理の実施状況 ・核燃料取扱主任者の職務遂行状況及び核燃料安全委員会の活動状況 ・加工施設の操作に係る活動の実施状況 ②重点検査項目 ・保守管理の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（４／６）】

1. 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2. 事業所及び施設の概要	①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン ②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：750tU／年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：昭和45年8月
3. 検査実施期間	平成25年9月17日～9月20日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・調達管理の実施状況 ・粉末缶の接触事象に係る改善処置等の実施状況 ・給排気設備の停止に係る措置の実施状況 ・放射性廃棄物管理の実施状況 ②重点検査項目 ・調達管理の実施状況 ・粉末缶の接触事象に係る改善処置等の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」及び「粉末缶の接触事象に係る改善処置等の実施状況」等を検査項目として、手順・記録等の確認とともに現場立会による確認等の検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（５／６）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所 ②加工の方法：成型（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力：３８３ｔＵ／年（濃縮度５％以下） ④事業開始年月：昭和４７年９月
3. 検査実施期間	平成２５年９月２日～９月５日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・マネジメントレビューの実施状況 ・内部監査の実施状況 ・保守管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ②重点検査項目 ・保守管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等、及び抜き打ちとして「放射性廃棄物でない廃棄物（NR）の管理の実施状況」を検査項目として、現場立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を検査した。 また、検査にあたっては効率的な検査の深掘りを行うために保安検査の大まかな質問内容を事業者に提示するとともに、保安検査を柔軟に行うために一部抜き打ち手法を取り入れ、さらに検査項目を原子力災害の防止に直結する内容に絞り込み重点化して保安検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（6／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：200tU／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：昭和63年3月
3. 検査実施期間	平成25年8月21日～8月23日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・保守管理（経年劣化の管理）の実施状況 ・事業者の安全確保のための活動（巡視・点検等）の実施状況 ・六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況 ・施設定期自主検査の実施状況 ②重点検査項目 ・保守管理（経年劣化の管理）の実施状況 ・事業者の安全確保のための活動（巡視・点検等）の実施状況 ・六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保守管理（経年劣化の管理）の実施状況」、「事業者の安全確保のための活動（巡視・点検等）の実施状況」及び「六ふっ化ウランの漏えいを想定した対策の取組状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認及び施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 また、今回の検査では、事業者が実施する巡視・点検及び施設定期自主検査について、現場において立会いをし、現場確認を重視した検査とした。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（１／６）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年9月11日～9月12日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・ 運転管理 ・ 燃料管理 ・ 保安教育 ②重点検査 ・ 不適合情報（事故、トラブル等）を踏まえた安全管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理」、「燃料管理」及び「保安教育」を、重点検査項目として「不適合情報（事故、トラブル等）を踏まえた安全管理の実施状況」について検査を実施した。 施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（２／６）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年7月30日～8月2日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・ 放射線管理の実施状況 ・ 保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・ 非常時等の措置に係る取組状況について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」を、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況について」について検査を実施した。 施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年8月6日～8月8日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」を、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況について」について検査を実施した。 施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（4／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年8月29日～8月30日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ・ナトリウム管理の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「ナトリウム管理の実施状況」を、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況について」について検査を実施した。 施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（5／6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年9月27日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・原子炉施設の利用の実施状況 ・運転管理の実施状況 ・保安教育の実施状況 ・健康管理の実施状況 ②重点検査 ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「原子炉施設の利用の実施状況」、「運転管理の実施状況」、「保安教育の実施状況」及び「健康管理の実施状況」を、重点検査項目として「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」について検査を実施した。 施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成25年9月25日～9月26日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・異常又は非常の場合の処置の実施状況 ・品質保証の実施状況 ②重点検査 ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「異常又は非常の場合の処置の実施状況」及び「品質保証の実施状況」を、重点検査項目として「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」について検査を実施した。 施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【再処理事業者（１／２）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） ③最大処理能力：８００ｔ・Upr/年（４．８ｔ・Upr/日） ④事業開始年月：平成１１年１２月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）
3. 検査実施期間	平成２５年８月２６日～９月６日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ① 保安検査項目 ・高レベル廃液ガラス固化設備に係る保安活動の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防措置の実施状況 ・再処理のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況 ② 重点検査項目 ・高レベル廃液ガラス固化設備に係る保安活動の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防措置の実施状況 ・再処理のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況 ③ 逐条検査項目 なし ④ フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「高レベル廃液ガラス固化設備に係る保安活動の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防措置の実施状況」及び「再処理のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特に問題がないことを確認した。 不適合管理、是正処置及び予防措置の実施状況の検査では、品質保証担当部署の自主的な取り組みの状況及びヒューマンエラーに起因する不適合事象「操作タグの誤選択によるせん断機への窒素供給停止」の再発防止対策等の処置内容について、操作員が実際の操作において誤操作を未然に防止できる手順が操作手順書に追記されていることをその記載内容の妥当性ととも確認した。 再処理のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況の検査では、主工程の前処理建屋、分離建屋、精製建屋の操作員の教育状況及び技能向上に関する取り組みに重点をおいて、平成１８年から開始した実燃料を使用して実施した試験時の運転データを OJT 資料（トラブル事例や標準的な運転のトレンドグラフ等を用いて解説した資料）として管理していることの確認及び警報発生時の対応として前処理建屋の配管破断による漏えい液受け皿の液位高警報を想定した「シミュレータ訓練」について現場確認を行った。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【再処理事業者（２／２）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設） ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） ③最大処理能力：210 t U／年（0.7 t U／日） ④事業開始年月：平成17年10月
3. 検査実施期間	平成25年8月22日～9月4日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。 ① 保安検査項目 ・保守管理の実施状況 ・東北地方太平洋沖地震後の設備健全性確認の実施状況 ・管理区域等の管理状況 ・被ばく管理の実施状況 ・施設の管理状況 ② 重点検査項目 ・保守管理の実施状況 ・東北地方太平洋沖地震後の設備健全性確認の実施状況 ③ 逐条検査項目 なし。 ④ フォローアップ項目 なし。
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」及び「東北地方太平洋沖地震後の設備健全性確認の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、核燃料サイクル工学研究所からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（１／１５）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成２５年８月６日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（２／１５）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	東海事業所
3. 検査実施期間	平成２５年９月６日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（３／１５）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成２５年８月７日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（４／１５）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成２５年９月１１日～９月１２日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・保安上特に管理を必要とする設備等の操作 ・核燃料物質の貯蔵 ・保安教育 ②重点検査 ・不適合情報等（事故、トラブル等）を踏まえた安全管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安上特に管理を必要とする設備等の操作」、「核燃料物質の貯蔵」及び「保安教育」について、重点検査項目として「不適合情報等（事故、トラブル等）を踏まえた安全管理の実施状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（５／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年8月26日～8月29日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（６／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成25年9月3日～9月5日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況 ・放射性廃棄物の保管管理状況 ③その他 ・六フッ化ウランの漏えい防止対策等の現状について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施し、その他として「六フッ化ウランの漏えい防止対策等の現状について」確認を行った。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（7／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年8月20日～8月22日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況 ③その他 ・JMTR 施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに係る法令報告事象等の対応状況について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施し、その他として「JMTR 施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに係る法令報告事象等の対応状況について」確認を行った。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（8／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年9月9日～9月11日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（９／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人産業技術総合研究所
2. 事業所名	つくば中央第二事業所
3. 検査実施期間	平成25年9月24日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・設備操作の実施状況 ・保守管理の実施状況 ・核燃料物質の貯蔵管理の実施状況 ②重点検査 ・調達管理の実施状況 ・保守管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「設備操作の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「核燃料物質の貯蔵管理の実施状況」について、重点検査項目として「調達管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（10／15）】

1. 事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
2. 事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
3. 検査実施期間	平成25年9月19日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・設備操作の実施状況 ・保守管理の実施状況 ・核燃料物質の貯蔵管理の実施状況 ②重点検査 ・調達管理の実施状況 ・保守管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「設備操作の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「核燃料物質の貯蔵管理の実施状況」について、重点検査項目として「調達管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（１１／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	人形峠環境技術センター
3. 検査実施期間	平成25年9月4日～9月6日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・使用施設等の運転管理の実施状況 ・放射線管理の実施状況 ・放射線測定の実施状況 ②重点検査 ・品質保証活動における評価及び改善の実施状況について ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況 ③その他 ・六フッ化ウランの漏えい防止対策等の現状について ・製錬転換施設における非管理区域への放射性物質の漏えい事象の再発防止策及び水平展開の実施状況について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「使用施設等の運転管理の実施状況」「放射線管理の実施状況」及び「放射線測定の実施状況」について、重点検査項目として「品質保証活動における評価及び改善の実施状況について」及び「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」について検査を実施し、その他として「六フッ化ウランの漏えい防止対策等の現状について」及び「製錬転換施設における非管理区域への放射性物質の漏えい事象の再発防止策及び水平展開の実施状況について」確認を行った。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（１２／１５）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	六ヶ所保障措置センター
3. 検査実施期間	平成２５年９月１７日～９月１８日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・ 保安管理組織の状況 ・ 保安上特に管理を必要とする設備の操作について ②重点検査 ・ 非常時等の措置の実施状況（警報装置の管理を含む）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理組織の状況」及び「保安上特に管理を必要とする設備の操作について」について、重点検査項目として「非常時等の措置の実施状況（警報装置の管理を含む）」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（１３／１５）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成２５年８月２３日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・ 放射線管理の実施状況 ・ 保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・ 非常時等の措置に係る取組状況 ③その他 ・ 六フッ化ウランの漏えい防止対策等の現状について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施し、その他として「六フッ化ウランの漏えい防止対策等の現状について」確認を行った。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（１４／１５）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成２５年８月２２日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ②重点検査 ・非常時等の措置に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【使用者（１５／１５）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成２５年９月２５日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・非常時の措置の実施状況 ・品質保証の実施状況 ②重点検査 ・非常時の措置 ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、基本検査項目として「非常時の措置の実施状況」及び「品質保証の実施状況」について、重点検査項目として「非常時の措置」及び「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」について検査を実施した。 施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【廃棄物埋設事業者（１／２）】

１．事業者名	日本原燃株式会社
２．事業所及び施設の概要	・事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 ・施設の種類：廃棄物埋設施設 〔１号廃棄物埋設施設〕 ・事業開始年月：平成４年１２月 ・最大埋設能力：40,960m³ (200リットルドラム缶204,800本相当) 〔２号廃棄物埋設施設〕 ・受入れ開始年月：平成１２年１０月 ・最大埋設能力：41,472m³ (200リットルドラム缶207,360本相当)
３．検査実施期間	平成２５年９月６日（金） ～ ９月１０日（火）
４．検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・調達管理の実施状況（重点検査） ・放射性廃棄物管理の実施状況（重点検査）
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【廃棄物埋設事業者（２／２）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 ・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 ・ 事業開始年月：平成 7 年 1 1 月 ・ 最大埋設能力：非固化コンクリート等廃棄物約2,520m³ ・ 平成 8 年 3 月廃棄物の定置完了、平成 8 年 9 月覆土完了、平成 9 年 1 0 月保全段階へ移行
3. 検査実施日	平成 2 5 年 9 月 4 日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 保安管理体制の状況（重点検査） ・ 埋設保全区域の管理 ・ 異常時の措置に係る体制の状況（重点検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安管理体制の状況」、「埋設保全区域の管理」及び「異常時の措置に係る体制の状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【廃棄物管理事業者（１／２）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ・施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設） ・事業開始年月：平成7年4月 ・最大管理能力：ガラス固化体 2,880本 ・冷却方式：間接自然空冷方式
3. 検査実施期間	平成25年9月10日（火） ～ 9月12日（木）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・不適合管理、データ分析及び改善の実施状況（重点検査） ・調達管理に関する取組状況（重点検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、データ分析及び改善の実施状況」、「調達管理に関する取組状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【廃棄物管理事業者（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター ・ 施設の種類：廃棄物管理施設 ・ 事業開始年月：平成8年3月 ・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年 ・ 最大管理能力：廃棄体8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)
3. 検査実施期間	平成25年8月19日（月） ～ 8月21日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 調達管理の実施状況（重点検査） ・ 放射性廃棄物管理の実施状況 ・ 記録及び報告の実施状況 ・ 廃棄物取扱主任者の職務の遂行状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」及び「廃棄物取扱主任者の職務の遂行状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／3）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所 ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月） ・ 全体工程：平成13～32年度 - 原子炉領域安全貯蔵：平成13～25年度 - 原子炉領域解体撤去：平成26～31年度 - 原子炉領域以外解体撤去：平成13～31年度 - 建屋等解体撤去：平成31～32年度 （放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）
3. 検査実施期間	平成25年8月5日（月）～8月9日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 不適合管理に関する取り組み状況（重点検査） ・ 放射線管理に係る実施状況の確認（重点検査） ・ 安全貯蔵措置隔離状況の確認 ・ 本年6月28日に認可された保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況 ・ 廃止措置主任者の職務等の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理に関する取り組み状況」、「放射線管理に係る実施状況の確認」、「安全貯蔵措置隔離状況の確認」、「本年6月28日に認可された保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況」及び「廃止措置主任者の職務等の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／3）】

1. 原子炉設置者名	中部電力株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉 ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日 ・ 全体工程：平成 2 1 ～ 4 8 年度 解体工事準備期間：平成 2 1 ～ 2 6 年度 原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成 2 7 ～ 3 4 年度 原子炉領域解体撤去期間：平成 3 5 ～ 4 1 年度 建屋等解体撤去期間：平成 4 2 ～ 4 8 年度
3. 検査実施期間	平成 2 5 年 8 月 2 6 日（月）、9 月 3 日（火）、9 月 5 日（木）、平成 2 5 年 9 月 9 日（月）～ 9 月 1 1 日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 2 号炉燃料搬出の管理状況（重点検査） ・ 緊急時の措置の実施状況 ・ 本年 6 月 2 8 日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況 ・ 定例試験（2 号炉非常用ガス処理系定例試験）の実施状況（立会）（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「2 号炉燃料搬出の管理状況」、「緊急時の措置の実施状況」、「本年 6 月 2 8 日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況」及び「定例試験（2 号炉非常用ガス処理系定例試験）の実施状況（立会）（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／3）】

1. 原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん) ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成20年2月12日 ・ 全体工程：平成19～45年度 使用済燃料搬出期間：平成19～29年度 原子炉周辺設備解体撤去期間：平成30～34年度 原子炉本体解体撤去期間：平成35～43年度 建屋解体期間：平成44～45年度
3. 検査実施期間	平成25年9月17日（火）～9月20日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 (検査項目) ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状況（重点検査） ・ 廃止措置計画に基づく解体撤去工事に係る保安規定の遵守状況（重点検査） ・ 保安教育に係る保安活動の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状況」、「廃止措置計画に基づく解体撤去工事に係る保安規定の遵守状況」及び「保安教育に係る保安活動の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／6）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年9月13日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 組織及び職務 ② 品質保証 ③ 放射性廃棄物の処理 ④ 危険時の措置 （2）重点検査 ① 放射性廃棄物等の保管に係る管理状況 （3）抜き打ち検査 ① 非常事態対策への対応状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「組織及び職務」「品質保証」、「放射性廃棄物の処理」及び「危険時の措置」、重点検査項目として「放射性廃棄物等の保管に係る管理状況」、抜き打ち検査項目として「非常事態対策への対応状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	青森研究開発センターむつ事務所
3. 検査実施期間	平成25年9月24日（火） ～ 9月26日（木）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 放射性廃棄物の保管管理状況 （2）重点検査 ① 不適合管理、是正措置及び予防処置の実施状況 ② 保守管理の実施状況 （3）抜き打ち検査 ① 放射線測定機器の管理状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「放射性廃棄物の保管管理状況」、重点検査項目として「不適合管理、是正措置及び予防処置の実施状況」及び「保守管理の実施状況」、抜き打ち検査項目として「放射線測定機器の管理状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所 JR R-2
3. 検査実施期間	平成25年8月2日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 保安管理体制及び組織の状況 ② 品質保証活動の実施状況 ③ 放射線管理の実施状況 ④ 保安教育及び訓練の実施状況 （2）重点検査 ① 設備・機器の経年劣化の対応状況について ② 非常時等の措置に係る取組状況について ③ 放射性廃棄物の保管管理状況について （3）抜き打ち検査 ① 記録及び報告の管理状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」、重点検査項目として「設備・機器の経年劣化の対応状況について」、「非常時等の措置に係る取組状況について」及び「放射性廃棄物の保管管理状況について」、抜き打ち検査項目として「記録及び報告の管理状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（４／６）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成25年9月2日（月）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （１）基本検査 ① 放射線管理の実施状況 ② 保安教育及び訓練の実施状況 （２）重点検査 ① 非常時等の措置に係る取組状況 （３）抜き打ち検査 ① 核燃料物質の貯蔵の状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」、抜き打ち検査項目として「核燃料物質の貯蔵の状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5／6）】

1. 事業者名	学校法人五島育英会
2. 事業所名	東京都市大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年8月27日（火）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 保安管理体制及び組織 ② 品質保証 ③ 放射性廃棄物の処理、処分 ④ 異常時の措置 ⑤ 非常時の場合に採るべき措置 （2）重点検査 ① 放射性廃棄物の保管に係る管理状況 （3）抜き打ち検査 ① 非常事態対策への対応状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織」、「品質保証」、「放射性廃棄物の処理、処分」、「異常時の措置」及び「非常時の場合に採るべき措置」、重点検査項目として「放射性廃棄物の保管に係る管理状況」、抜き打ち検査項目として「非常事態対策への対応状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成25年8月21日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 放射線管理の実施状況 ② 保安教育及び訓練の実施状況 （2）重点検査 ① 非常時等の措置に係る取組状況 ② 核燃料の管理状況 （3）抜き打ち検査 ① 記録及び報告の管理状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」、重点検査項目として「非常時等の措置に係る取組状況」及び「核燃料の管理状況」、抜き打ち検査項目として「記録及び報告の管理状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。